上板町　訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和4年10月1日以降）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定
種類	項目					単位数	単位
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ　訪問型サービス費（独自）Ⅰ	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）1,176単位		1,176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ　訪問型サービス費（独自）Ⅱ	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）2,349単位		2,349	1月につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ　訪問型サービス費（独自）Ⅲ	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）3,727単位		3,727	1月につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ　訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）268単位 ※1月の中で全部で4回まで		268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ　訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）272単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ　訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）287単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト　訪問型サービス費（独自）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2（20分未満）167単位 ※1月につき22回まで		167	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ　初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ　生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ　介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の55/1000加算		
~~A2~~	~~6273~~	~~訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ~~		~~(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）~~	~~(3)で算定した単位数の90%加算~~		
~~A2~~	~~6275~~	~~訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ~~		~~(5)介護職員処遇改善加算（Ⅴ）~~	~~(3)で算定した単位数の80%加算~~		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル　介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算		
~~A2~~	~~8310~~	~~訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分~~	~~新型コロナウイルス感染症への対応~~		~~所定単位数の1/1000加算~~		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算		